

現況証明申請書に添付・用意していただくもの

現況は既に非農地等（と思われるの）ですが、登記簿上の地目が農地である場合で、所有者変更などをするため登記簿上も農地以外に地目変更をしたい場合には、農業委員会の証明する現況（非農地）証明が必要です。以下に証明交付の説明をいたします。

《申請に必要なもの》

- | | |
|---------------|---|
| 1 願書（申請書） | 事務局でお渡しします。 |
| 2 添付書類 | |
| ① 場所や位置のわかるもの | 付近の市街地図、住宅地図 など最低1つ |
| ② 形状のわかるもの | 地番図、現況図、測量図 など最低1つ |
| ③ 所有者のわかるもの | <u>登記簿謄本全部事項証明</u>
(登記官の印影のある最近3か月のもので、写も可)
(※ 写の場合は原本を確認させていただきます) |
| ④ 現状のわかるもの | 現地の写真（最近のもの）など |
| ⑤ その他の書類 | <u>登記簿の所有者住所から転居していたり、相続未済の場合、関係書類が必要となります。</u> |

《願書の記入について》

- ① **申請人欄** 申請者の住民票上の住所を記入ください。代理人が申請する場合は、代理人氏名を記入し、下の括弧に所有者氏名を記入ください。その場合、裏面の委任状が必要となりますが、別用紙でも構いません。所有者の相続人の場合は（所有者氏名 亡〇〇）、申請者氏名〇〇相続人△△と記入ください。
- ② **土地の表示欄** 所在・地番・公簿地目・面積については、登記簿どおりに記入し、現況・利用状況については、願書中の注を参考にしてください。
- ③ 申請地の該当する区域（市街化区域、調整区域いずれか）に○をしてください。
- ④ 2枚複写になっています。2枚目が証明（書）となりますので、ズレに注意してください。

《申請の流れ》

申請用紙の受取・記入の説明及び添付書類の確認 ⇒ 申請書（願書）、添付書類を事務局へ提出 ⇒ 現地確認及び農業委員2名の署名又は記名押印による承認 ⇒ 事務局から申請者へ連絡 ⇒ 証明書交付
(面積に関係なく1筆につき1500円の証明手数料がかかります。)

☆以上のように証明交付まで事務局に最低2回以上お越しいただくことになります。郵送での受付・証明発行はいたしません。お越しの場合は、お手数ですが事前にご連絡ください。

なお、証明発行の受付は、料金収納の関係がありますので、午後2時までに済ませていただくようご協力をお願いいたします。